

報告第 5 号

平成 30 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 元 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.22%)	実質黒字比率 2.82%
連結実質赤字比率	— (19.22%)	連結実質黒字比率 17.82%
実質公債費比率	11.1% (25.0%)	
将来負担比率	14.0% (350.0%)	

* () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第1号の規定による事業の規模 789,937千円 ・資金剰余比率 110.6%
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 145,322千円 ・資金剰余比率 5.4%
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 28,545千円 ・資金剰余比率 9.5%

* () の数値は経営健全化基準の比率

* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令